

○地方自治法第180条第1項の規定によって組合長が専決処分することができる事項

〔平成17年3月30日  
議 決〕

改正 平成18年12月26日 発議第1号  
令和5年12月19日 発議第1号

- 1 議会の議決を得た契約であって、1件につき契約価格の10パーセントに相当する額（その額が、2,000万円以下のものに限る。）以下の変更
- 2 法律上香南香美老人ホーム組合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額の決定。ただし、1件100万円を超えるもののうち次の事項に係る損害賠償の額にあつては、それぞれ当該決定された金額
  - イ 組合が所有し、又は管理する自動車による事故  
自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する自動車損害賠償責任保険契約により決定された額
  - ロ 施設サービスに起因する事故  
介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく福祉サービスにおいて、当該事故に係る損害賠償について締結している賠償責任保険により決定された金額

附 則（平成18年12月26日発議第1号）

この専決事項の変更は、議決の日から施行する。

附 則（令和5年12月19日発議第1号）

この専決事項の変更は、議決の日から施行する。